

第4回 防府市農業振興地域整備促進協議会 議事録要旨

開催日時 平成30年12月17日(月) 午後2時から午後3時30分まで

開催場所 防府市役所1号館3階 南会議室

出席者 【委員】藤井委員(会長)、國澤委員、松永委員(隅屋委員代理出席)、能野委員(桂委員代理出席)、行重委員、戸田岸委員、田村京子委員、田村泰志委員、沖委員

【事務局】赤松産業振興部長、白井産業振興部次長、戸田農林水産振興課長、嶺田農林水産振興課補佐、飯田農畜産係長、宇佐川農政係長、重田主任、伊達主任主事

欠席者 【委員】佐賀委員

傍聴人 3名

概要(発言要旨の文章は簡略化している。)

1 開会	
産業振興部長あいさつ	
部長	本日は、大変お忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。平成29年6月第1回会議から3回ほど会議をさせていただいて、整備計画の見直しに係る課題等を整理しまして、整備計画案に対して様々な意見をいただいたところです。今回につきましては、11月から12月にかけて行いましたパブリックコメントや山口県からの意見を受けての修正を行いました。さらに、11月下旬には山口県が農林業の知と技の拠点形成基本計画案を公表しまして、待望の本市での農林業の拠点形成が現実のものとなって動き出そうとしているところです。この新たな拠点形成による効果としまして、新規就農者の確保等について改めて計画に反映したいと考えています。今回、最終案としてお示ししているところでございますので、忌憚ない意見をいただきまして、よりよい計画にしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。
2 会長あいさつ	
藤井会長	お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今回が4回目の協議会になります。今回はパブリックコメント実施後の最終的な案について議論することになります。この計画に対する農家や市民の声が上がってきていますが、それに対して十分に協

	議していただき、対応していきたいと思います。今回が実質的には最後の会議になると 思いますが、よりよいものにしていきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。
3 委員の代理出席・欠席	
事務局から代理出席について説明。防府酪農農業協同組合の松永委員の代理として隅屋氏、山口県農業 共済組合の能野委員の代理として桂氏の出席を報告。 事務局から欠席について説明。防府市都市計画審議会の佐賀委員の欠席を報告。	
4 会議の成立・公開・議長選出	
事務局から会議の成立について報告。代理出席を含め委員 9 人の出席があり、防府市農業振興地域整備 促進協議会設置要綱 第 6 条第 3 項の規定により、委員数の半数以上の出席があるため、本会議が 成立していることを報告。 併せて、本会議を公開で行うこと、本会議の議事録を防府市ホームページで公開することを報告。 以後の議事進行は、防府市農業振興地域整備促進協議会設置要綱 第 6 条第 2 項の規定に基づき、議 長として藤井会長を選出。	
5 議事	
議事（1）「パブリックコメントの実施報告について」	
議長	これから先は私が議事進行をさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。 それでは、次第により進めさせていただきます。まず、議事（1）パブリックコメント の実施報告について事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議事（1）「パブリックコメントの実施報告」をさせていただきます。資料 1 「防府農業振興地域整備計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果」をお手元 にご用意ください。 パブリックコメントは、市民が、市の基本的な政策等を決定する過程で参画する手法 の一つで、計画の趣旨・内容などを市役所や出張所、市のホームページ等で閲覧できる ようにして広く市民に公開しまして、意見を募集し、その意見を考慮して意思決定を行 うと同時に、意見に対する市の考え方を公表する手続きです。意見募集と同じく、市役 所や出張所、ホームページで、実施した結果の公表を行うこととなっており、この資料 は、公表する案として、お示ししていますので、表示の方法などご意見いただければと 思います。 さて、それではパブリックコメントの実施結果について、報告いたします。前回第 3 回の促進協議会でご審議いただいた計画案を基に、パブリックコメントを実施し、広く 意見を募りました。実施期間は、平成 30 年 10 月 15 日から 11 月 14 日まで実施を行い、 3 名の方から 4 件のご意見をいただきました。それぞれ、いただいたご意見と市の考え 方を説明させていただきます。 まず、1 件目の意見の趣旨としては、「大崎地区の農業振興地域、農用地区域の指定に 関し、農業の担い手がおらず、周辺に耕作放棄地が増えており、地域が疲弊している。 隣接する地区は農用地区域に指定されていないため、市街地へのアクセスや住環境がよ

く、住宅建築等の転用が可能である。地域の活性化のため、この地区の農用地区域の指定を解除してほしい。」という意見でございます。この地域は、10ha 以上の一団の農地のまとまりがあり、指定の条件を満たす地域であることから、計画案では、農業施策の継続性を確保するため、見直し後も、以前から指定を行っていた区域は引き続き指定を行うこととしています。この方が意見されるとおり、担い手の確保や耕作放棄地の解消が重要な課題となっておりますので、それぞれ計画の「第3 農用地等の保全計画」、「第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」の項目で、対策を記載し、計画に基づき解決を図っていくと同時に、農業による地域の活性化にもつなげたいと考えております。従いまして、意見の対応区分としては、引き続き農用地区域の指定を行う本計画案に、意見を反映することが困難なものとさせていただいております。

次に、2件目は2ページ目をご覧ください。2件目の意見は、小野地区の人材確保や地域の農業振興に関するもので、「農業を主要産業として成長させ、地域の発展を図るには、人口が必要で、人口確保のために農地転用を容易とするような農用地区域の指定をしない範囲を、主要市道付近にも拡大してほしい」との意見です。人材を確保するためには、ある程度農地以外の用途、例えば住宅に使える土地が必要で、その手段として農用地区域の指定範囲の変更をしてはどうかという内容です。

現在、小野地区の佐波川右岸ですが、県道防府徳地線から50メートル以内の範囲を農用地区域から外しています。これを主要市道にも適用し、市道から一定の範囲を農用地区域から外してほしいとの意見ですが、農用地区域の指定に関しては、1件目でも申し上げましたとおり、農業振興の継続性を確保するため、以前からの指定範囲の変更は行わないこととしております。人材確保については、農用地区域の見直しによるものではなく、計画の「第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」により、担い手の確保を実施していくこととしますので、計画に反映することはできませんが、対応区分としては、意見を受けて参考とするものとします。

次に3件目は、3ページ目中段をご覧ください。「農用地区域に指定された地区でも耕作放棄地が多い。対策をしっかりと農地を守ってほしい。」と意見をいただきました。市として、計画書「第3 農用地等の保全計画」において、耕作放棄地の対策を記載しており、解決を図っていくこととしておりますので、意見の対応区分としては既に記載済みのものとしております。ここの部分で、市の考え方の文章に一部修正がございます。

「農用地等の保全計画」に「記載した」という部分の続きに「耕作放棄地の対策を「記載しており」と重複していましたので、前半の「記載した」を削除し、「計画書の第3「農用地等の保全計画」に耕作放棄地の対策を記載しており、案に沿ったご意見として承ります。」をいう文へ修正します。

最後に4点目をご説明いたします。「農業大学校と農業試験場が統合されることにより、農業振興につながると思うが、計画に記載しないのか」という意見です。これにつ

いては、前回の第3回会議でも同様の意見があり、記載が可能かどうかという点については、山口県の計画により防府市への移転・統合が示された後に、組み入れたい旨をお話しましたが、このたび農林業の知と技の拠点が防府市に形成されることにより、担い手確保等で防府市の農業振興にも寄与していくことが考えられますので、計画に統合による効果を記載したいと考えています。対応区分としては、意見を受けて加筆・修正したものとします。

少し、議事(2)の計画書の修正(案)にも触れることとなりますが、パブリックコメントによる修正・加筆の部分を先に説明させていただきます。

資料2「パブリックコメント実施後の計画修正案(抜粋)」については、事前に本会議の資料をお配りした資料で、配布後に委員の方からご意見をいただき、そのご意見をを受けて、事務局で修正を行ったものが、当日配布資料になりますので、当日配布資料をご覧ください。配布後の修正案と計画書の該当ページをお配りしております。その他は、文章のつながりや図のレイアウトを修正した部分もございしますが、そのような割愛させていただいております。今回大きな変更点を抜粋して農業大学校と農業試験場等の統合による部分のみ掲載しております。主な内容として、農業大学校と農業試験場等の統合により、農林業の知と技の拠点が防府市に形成されることで、防府市の農業にもたらされる効果として、担い手の確保と農林業関係企業の誘致が考えられますので、この2点を追記したいと考えています。

この当日配布した2枚の資料、1枚目のNo.1と2枚目の計画書(案)26ページを抜粋した資料の中段をご覧ください。「第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」のうち、「3 農業を担うべき者のための支援の活動」の項目に、追加記載をしたいと考えております。

下線を引いた部分が、パブリックコメント実施前から修正した部分になります。表の上の段が修正前の案、下の段が修正案を記載していますので、下の段をご覧ください。修正前から記載している内容ですが、「また、就農にあたって必要となる機械や施設の整備については、国の経営体育成支援事業や県や市の新規就農支援事業による支援を行い、加えて、防府とくち農業協同組合の生産部会と連携し、積極的に産地化を進める品目に対して、新たな機械や施設の導入支援を検討する。」の後に加え、「また、山口県の農業試験場及び林業指導センターが山口県立農業大学校に移転・統合され、先端技術の開発と、高度な技術を持つ即戦力人材の育成に一体的に取り組む「農林業の知と技の拠点」が形成されることから、新たな拠点と連携し、新規就農希望者等の確保・受入、担い手の育成・定着を促進する。」という文を追記します。また、統合により、山口県立農業大学校では、高度な技術だけではなく経営力の向上を目指した人材育成が山口県の計画でもうたわれていますので、続きの一文にも、集落営農法人等に「高度な技術」に加え「経営力」を持つ人材を積極的に受け入れることとして、計画書に追記します。

次にNo.2について説明します。こちらは事前にお配りした資料2と当日配布資料で変

	<p>更はありません。当日配布資料の下の表のNo. 2、と資料4 29ページをご覧ください。</p> <p>「第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画」のうち、「2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策」の項目に、追加記載をしたいと考えています。この項目では、農家の内、専業ではなく兼業農家が多数を占める状況で、兼業農家が他産業で安定的な就業を促進することで、兼業農家として安定的な経営を行うことができるという視点で、新たな雇用を創出する方策について、記載しています。今後、山口県の農業試験場及び林業指導センターが山口県立農業大学校に移転・統合され、「農林業の知と技の拠点」が形成されることで、兼業農家をしながらも他産業で就業を希望する農家が、安定的に就業できるような環境を整えていくため、農林業関係企業の誘致につなげていく、という内容を記載したいと考えています。</p> <p>修正案の部分をご覧ください。既に記載している内容として「他産業の就業希望者については、市、防府とくち農業協同組合、防府商工会議所、公共職業安定所等関係機関や市内企業との連携を密にし、新たな求人の掘り起こしを行う。」に加え、「さらに、山口県の農業試験場及び林業指導センターが山口県立農業大学校に移転・統合され、「農林業の知と技の拠点」が形成されることから、拠点が所在する市としての強みを活かし、農林業関係企業の誘致につなげていく。」と記載したいと考えています。</p> <p>以上の計画案の修正内容を含めて説明させていただきましたが、資料1の「パブリックコメントの実施結果」についてご協議いただければと思います。</p>
議長	ただいま、事務局から説明がありました。ご意見ご質問があれば、お伺いします。
A委員	<p>29ページの安定的な就業の促進を図るという箇所、兼業農家の促進につながる内容に思えます。確かに本市の農業は多数を占める兼業農家により維持されているように感じますが、促進計画の中に、他産業への就職促進という内容や表現があるのはいかがでしょうか。農林水産業の事業を確保しながらとか、農地を守りながらとか、そういった表現も必要ではないかと思えます。</p> <p>もう1点は、農業大学校の卒業生について、新規就農が少なく、学んだ技術が農林業の指導機関への就職が多いということも聞いております。卒業後すぐ就農するという促進を農業大学校にも要望していく必要があると感じましたので、計画の中に入れることができればいいのかと思います。また、行政同士での調整していただくによりよい方向になっていくのではないかと思いますので、要望しておきます。</p>
議長	A委員から、一つは他産業への就業のことでの表現方法、もう一つは農業大学校との連携を深めてほしいとご意見がありました。これに関してご意見があればお聞きします。
B委員	先般11月の山口県議会で、拠点形成基本計画が承認されました。具体的なハードやソフトは今から関係機関と協議しながら構築していくところです。この協議会で、山口県の拠点化の動きと、市の農振整備計画とのすり合わせをしていく中で、全ての内容を入れるのは難しく、他のところでやっていく必要があると思います。山口県の本庁や農業大学校、防府市と一緒にやっていきたいと思えます。

C委員	<p>計画の中にはやりたいことがたくさん書いてあります。それをいかに実現していくかが重要です。例えば、パブリックコメントにもあったように、耕作放棄地は望ましくないから、早く解消してほしい、それは農家も県も市も同じです。ただ、実行に移せる対策がなかなかなく、手探りの状態です。長期的に、ひとつひとつを実行に移してやっていくしかないと思います。そういう意味で、農業大学校の卒業生をなるべく防府市に定着させることは当然計画にうたうべきことだと思います。定着した人が次につながるように魅力ある農業を展開していくことが大切です。我々も市と一緒に盛り返される計画をきちんと実行に移せるように密に連携していきたいと考えています。</p>
事務局	<p>先ほど、A委員から2箇所ほどご指摘がありましたが、1点目の他産業への就業という点について説明します。市の考え方として、計画書の27ページで大きく目標を掲げておきまして、兼業農家が全体の85%を占める中で、一番下の段落で、「今後、担い手へは農地の集積及び農業経営の規模の拡大を進める一方で、」と記載しており、農業の方向としては大規模な担い手への集積や経営の拡大を目指しており、これを中心に進めてはいくこととしていますが、多数を占める兼業農家に農業を支えられているという点もありますので、兼業農家向けに他産業への就業機会の確保として次の29ページに記載をしています。農業だけではなく、農業関係や農業を成長産業化させるための他産業との連携も含めて就業機会の確保を行うものとして記載をしています。</p> <p>もう1点の農業大学校卒業生に関して、新規就農につながらずに、指導する機関への就職をしてしまうこともあるという点について、計画書26ページ「3 農業を担うべき者のための支援の活動」の3段落目をご覧ください。「さらに」以降で、集落営農法人等の経営基盤の強化を支援することによって、卒業生の雇用の機会を拡大・定着を促進することとしています。ご心配されることは市も対策しないといけないと考えています。これから、防府市の農業を中心となって支えていただける人材を確保したいと考えておりますので、以上のように記載しています。</p>
議長	<p>農業大学校の卒業生については、私も危惧しているところで、他産業への就職が多いと聞いています。農業に興味がある学生でも、なかなか自分で農業をスタートさせるのは難しい。受け皿があるとすれば、集落営農法人への就職で、就職を希望される学生も多いと聞いています。残念ながら防府ではその受け皿となる集落営農法人がそこまで体力がないので、ぜひこれから集落営農法人をしっかりさせるための支援をしていただきたいと思います。</p> <p>他に何かありませんか。</p>
D委員	<p>J Aも、担い手の育成で新規就農者に色々支援しておりますが、なかなか数が増えていかない現状です。兼業農家が多い中で、農家の子が継げるように支援していかないといけない。新規就農者に集積していただくだけではなく、小さい農家の農地を守っていく必要があり、農業に興味を持ってもらうようにしていく必要があります。よそからではなく、今防府に住んでいる方に継いでもらえるようにもしないといけないと思います。農業を</p>

	<p>身近に思えるようなことを農協と市と一緒にやっていきたいと思います。親が農業は全然儲からないと子に言うことで自分の家の田んぼは知らないということが増えている。子どもが農業を継げるような支援をしていきたいと思います。</p>
A委員	<p>一般的には、パブリックコメントに出た意見だけでなく、農用地区域の指定を解除してほしいとか思いはたくさんあると思います。いずれにせよ、耕作放棄地が増える原因は条件が不利だからです。したがって、農地の規模を拡大するにしても、条件不利地の整備、土地改良事業が原点にならないとどうしても農地が守れなくなってきました。小野地区・鈴屋地区は意見集約をしながらほ場整備の申請段階になっているように聞いていますが、パブリックコメントで出ている地区も含めて条件を改善していかないと農地は守れなくなってきました。施設園芸をされる方でも、施設を整備するには丸い田よりも四角の田のが条件がよく、台道の土地改良が済んだ所を希望される方が多いです。従来の農業にしても、近代的な施設園芸の農業にしても、条件不利地の田を整備していく必要があります。したがって、農業振興地域の農用地区域に指定するならば、土地改良事業を行い、条件不利地の田を解消していくことが必要であるという文言も計画のどこかにほしいとも思います。今後の課題であると思いますし、国に申請したから事業ができるわけでもないでしょうし、10年15年はかかります。長期的な視野を持っていかないと条件不利地の解消は難しいですが、計画書にどこか記載してありますか。</p>
議長	<p>議案2号に入る内容だと思いますので、議案2号の説明を受けた後に、事務局から説明をお願いします。</p> <p>議案1号は農家や市民の方からの意見、パブリックコメントに関して、計画にどう反映していくか、とまたはその回答がこれでよいのかを考えなければなりません。これらの意見はだいたい予想通りで、農業の大切さを一定の理解はされた上で、現実はこちらからこうしてほしいという意見だと思います。今回は比較的意見が緩やかだと思います。私が色々話を聞く中では、人口も減るし、米の消費も減ってきているのに、農家ばかり優遇して農地を守ろうとするのか、安い米は外国にたくさんあるから買って、耕作放棄地に家建てた方がいいんじゃないかという意見もあります。これも一つの考え方だと思います。その中で農地を守る意味というのをみなさんに共有し、理解を深めていただく方法を考えていかなければなりません。そのためには、みなさんを説得できる、市としての具体的な農業振興に対する方策をしっかりと打ち上げていくのが大切だと思います。現状、食料自給率も38、39%と落ちてきており、安全保障という観点からも農家や農地を守る意義を発信していくことが必要ではないかなと思います。ぜひその点も、せっかく地区を定めて、農業振興を図っていこうと決めるので、それにつながる施策を重点的に叩いていけるようにしていきたいと思います。</p> <p>E委員、何かありますか。</p>
E委員	<p>私のような、一農家としてはあまりに大きい話ですので、一農家としての思いを述べようと思います。各家庭で所有している農地はそれぞれで守っていききたいと思います。し</p>

	かし、高齢化に伴い耕作できない農地が増えていますが、まずその時は家族で話し合っ て耕作放棄地が増えないようにしていきたいと思います。
議長	他にパブリックコメントについてご意見等ありますか。パブリックコメントの対応につ いてはこれでよろしいでしょうか。内容の反映については議事（２）で議論したいと思 います。では、異議がなければ議案（１）については承認でよろしいでしょうか。
（一同異議なし）	
議長	それでは、議案（１）については承認します。
議事（２）「防府農業振興地域整備計画書（案）について」	
議長	続きまして、議事（２）「防府農業振興地域整備計画書（案）について」、事務局から説 明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議事（２）防府農業振興地域整備計画書（案）について」の説明させてい ただきます。まず、資料３「計画（案）に対する山口県の意見について（抜粋）」は、前 回の計画から変更があった箇所、先に説明したパブリックコメントによる修正以外の 箇所を記載したものです。今から説明させていただく内容は、前回協議会后、山口県に 対し、計画書及び基礎資料の内容を提示し、山口県の関係部署からの意見に基づき、修 正を行うもので、現段階の修正した内容になります。山口県から、計画変更の同意を得 るためには、山口県からの意見に対し、対応していく必要がございますので、本来であ れば促進協議会でお諮りし、ご意見をいただく所ではございますが、今からご説明させ ていただくように、修正内容は、語句の修正や文章の簡易な修正であると思われませ うので、これについては、事務局に一任いただきたいと思います。</p> <p>この内容については、既に資料４の計画書（案）、資料５ 基礎資料に反映しておりま すので、併せてご覧ください。</p> <p>資料３の１番目、計画書は１９ページ４行目をご覧ください。農用地等の保全のための 活動が記載されており、修正前は、各種方策により「農地の利用集積に積極的に取り組 み、新たな担い手の確保、担い手や集落営農法人への農地の集積を図る。」と記載して おりましたが、文章の説明が不足しており、農地の利用集積と担い手の確保の関係が読 み取れないため、表現を改めまして、「農地の利用集積に積極的に取り組み、新規就農者へ の農地確保、集落営農法人など担い手への農地の集積を図る。」と修正を行いました。</p> <p>資料３の２番目、計画書は１９ページ１３行目をご覧ください。ここでは、耕作放棄地 の発生抑制及び解消の取組として山口型放牧について記載していますが、７行目にも、 多面的機能支払制度の活用により、耕作放棄地対策を行うと記載しており、重複した内 容がありました。多面的機能支払制度は、主な取組は農地の適切な保管理の推進を図 るものであるため、１３行目の記載を残し、７行目の多面的機能支払制度の説明から「耕 作放棄地の抑制」を削除しました。</p> <p>また、３番目、計画書２０ページ１２行目をご覧ください。前回協議会でこれからの農 業のキーワードとして追加記載しました、生産工程管理（GAP）についてです。あく</p>

までもGAPは持続可能な農業を実現するための取組であるという指摘がありましたので、「持続可能な農業を実現する取組」という表現を改めまして「持続可能な農業を実現するための取組である生産工程管理（GAP）等の導入により、」に修正しました。

次に、4番目、計画書22ページ35行目（3）農作業の受委託の促進対策をご覧ください。ここでは、農作業の受委託を促進する対策について記載しています。修正前は、「今後も農地の利用集積と併せて、規模の拡大による農地の集団化や農業用機械の効率的な運用により経営の安定化を図る。」と、農作業ではなく農業経営の受委託に関する内容の記載をしていましたので、文章を修正しました。修正内容は「農家の高齢化や作業員の不足により、農作業の負担が増大している。農作業の負担軽減を図るため、農作業の受委託の体制を拡充する必要がある。作業の受託は、作業機械や作業員の確保が可能な農業公社や集落営農法人等により行い、農作業の受委託の拡大・ニーズのマッチングを図る。」と修正しました。

資料3の裏面をご覧ください。裏面は基礎資料の内容についての意見です。計画書の修正と同じように、1番目の資料5 基礎資料10ページのように文章をわかりやすくするものや、4番目の基礎資料17ページのように専門的な視点からの意見により修正したものがございます。

以上が山口県からの意見による修正箇所でございます。

先ほどA委員からのご意見について、条件不利地の整理や方向性ですが、主に基盤整備は資料4 計画書15ページに「第2 農業生産基盤の整備開発計画」で地区ごとに方向性を記載しています。基盤整備済みの地区はさらなる担い手への集積や集落営農法人等の育成を行い、さらなる農地の集積を行うこととし、それ以外の地区は地域の実情を踏まえ、地域の特性を活かした整備をしていくこととしています。整備済みの地区とそうでない地区がありますが、農道や用排水路の整備をすることにより、優良農地の確保に努めるという方向を示しています。基盤整備済みの地区は方向性を具体的に示していますが、条件の不利な所や基盤整備が済んでいない所は、地区名を明記してはませんが、これから条件の改善を行っていくこととしています。併せて整備だけではなく、18ページ以降で「第3 農用地等の保全計画」の中で、農地の保全対策として、耕作放棄地対策、中山間地域における中山間地域等直接支払交付金制度を活用した集落への支援、多面的機能支払制度を活用した地域での活動への支援を行うこととしています。

農用地区域の指定の必要性・意義についても、平成30年1月から2月にかけて、地区説明会を開催し、農業振興地域制度や計画の変更について、地元の方に説明を行いました。そこで直接お話をさせていただく中で、様々なご意見をいただき、そのご意見を反映しながら、今回の案を作成しております。

地域ごとの状況について補足しますと、個別には12ページ E-3 下段で、奈美・鈴屋地区では農業生産基盤整備の実施に向けて協議が行われているといった状況や、16ページ（5）では場整備の実施について各地区の取りまとめを行い、要望があれば順次整備

	<p>を行うという状況を記載しています。どういう方向を目指しているかという、22 ページの中段に、土地改良区などを中心として農業生産基盤の実施を検討しながら、集落営農法人への法人化も視野に入れ、農業生産基盤や組織の強化を図る、さらに、強い農業を作っていこうという内容を記載しています。農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策ということで、方向性をお示し、各地域で積極的に行っていきたいと表現をしています。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。ご意見ご質問があればお願いします。今の説明で、A委員、何か質問等ありますか。</p>
A委員	<p>原則は先ほど説明があったことになると思いますので、今の説明で結構です。</p>
議長	<p>他にありませんか。F委員、いかがですか。</p>
F委員	<p>林業については、防府市では地域に限られると思いますが、全国的に林地の崩壊等災害が頻発しています。来年度から新しく林業管理システムが導入されます。今までは県と森林所有者との関係はあったのですが、森林環境税が創設され、自ら森林の管理ができない者が管理を委託するシステムができる予定です。荒れている山を整備していこうという流れもありますので、市と連携していきたいと考えています。</p>
議長	<p>他にご意見ありますか。</p>
D委員	<p>小野地区の基盤整備・水路の整備について、どういう状況ですか。</p>
事務局	<p>奈美地区については、平成 31 年度に国に申請し、認定がされれば翌年から設計等に入っていくと聞いています。場所としては小学校周辺で計画を作っていこうと聞いています。鈴屋にしても真尾にしても、小野エリアでどうなるかは今から決まっていくと思います。</p>
D委員	<p>以前、久兼でも実施したいという話があって、早くしないと補助金がなくなるとか聞いたことがあります。</p>
事務局	<p>計画ができて、予算がつかなければ実施はできないので、時間はかかるという点はあると思います。</p>
議長	<p>耕作放棄地の問題点は、後継者や担い手がない問題に尽きると思います。農業大学の学生や就農支援塾から就農される方が多いんですが、現実ほとんどが施設園芸や野菜づくりということで、なかなか土地利用型農業に従事していただける方が少なく、新規就農者の方が増えていない現状があります。今後、耕作放棄地を解消していくためには土地利用型農業をする担い手をどう育てていくかに尽きるかだと思います。そのためにも整備計画に盛り込んだ農地については、担い手が作りやすいような整備に向けて推進していく必要があると思いますし、その地域の農業・農地を守っていくということを地元で考えていただく必要もあります。市をはじめとした関係機関がどう協力していけるかにかかっていると思います。農業委員会としても、農林水産振興課と連携しまして、農地の利用状況調査をしようと、全農地の所有者に現状と将来的なビジョンをお聞きし、データとしてまとめ、各地区にフィードバックしようとしています。それで各地区へ提</p>

	案できるようにしていきたいです。15ページの基盤整備に関する項目が最も重要だと思いますので、これを重点的に推進していただきたいと思います。 他にございませんか。
事務局	事務局から補足をさせていただきます。資料3でいくつか山口県から指摘を受けて修正した内容をお示ししていますが、協議会后に修正案を山口県に速やかに提出することになります。また、山口県から意見がありましたら、文章の校正や文脈を変えない程度の修正がある可能性があります。そういった語句や文章の修正でしたら、事務局に一任いただきたいと思います。最終的に固まりましたら、みなさんにもお配りしたいと考えています。
議長	今の事務局の提案ですが、内容に変更がない範囲の修正は認めるということでしょうか。ないようでしたら、認めます。 最後にもう一つ私から申し上げます。パブリックコメントの2番目の意見でありました、農振地区でも主要道路の周辺は転用ができるようにすべきではないかという意見ですが、今回の計画には盛り込まれていないと思います。これは少し考えてみる必要がある内容かなと思います。私の地区は60haほど農振農用地の農地があり、家も建てられないような地区なんですが、一生懸命農地として守ってきています。しかし、このままいったら、いつまで経っても新しい人は入ってこないですし、高齢化が進んでいって、いずれは集落の行事もできなくなっていく状況です。どこの地区でもそのような状況は起こりえますし、それを避けるためにも一定の場所には新しい家が建てられて、集落の営みを継続できるように人を確保していくことも必要ではないかと思います。それが可能なような含みを持った計画だとよいのではないかと思います。いかがでしょうか。
事務局	農振農用地では住宅等の転用は難しいですが、周辺の営農に影響がない、農地のまとまりを阻害しない等の条件を満たせば、農用地区域からの除外手続きをすることができます。条件を満たせば、用途は農家住宅や一般住宅、事業所も可能です。全面的に農地以外への転用を否定するものではなく、あくまでも農地を守るためにこの制度があります。一定の場所に人を呼び込むための政策は、都市計画でコンパクトシティという考え方がありますが、これは住宅地が点在するのではなく、農地や住宅地がそれぞれまとまって存在している、どちらにもよい環境を整えるための考え方です。土地の種類ごとにまとまっている方が効率的だという考え方に立ち、線引きを柔軟に対応する等の含みを持たせるのではなく、適切に制度を運用する中で、条件を満たせば住宅建築等の開発も可能であるということをご理解いただければと思います。
議長	そういったことを議論しなければならない時期に来ているのだと思いますので、現実を把握しておいていただけるといいと思います。 他にないようですので、今回の案について事務局案でご承認いただける方、挙手をお願いします。
(全員挙手)	

議長	全員賛成ということで、承認させていただきたいと思います。
議事（3）「今後のスケジュールについて」	
議長	議題（3）今後のスケジュールについて、事務局は説明をお願いします。
事務局	議題（3）今後のスケジュールについて、ご説明します。資料6をご覧ください。本日も審議いただきました最終案を基に、まず山口県に事前相談を行います。その後、農振法に基づく計画変更手続きとして、山口県への事前協議や公告・縦覧手続きを経て、山口県の同意があった以後に、来年の3月又は4月はじめに少し入るかもしれませんが、3月末を目途に見直しが完了する予定でございます。完了いたしましたら、委員の皆様にご報告をさせていただきます。改めて会議という形ではなく、報告に変えさせていただきたいと思います。また、計画書の印刷製本は4月に行う予定にしておりますので、委員の皆様にもお配りをさせていただきます。以上で、議事（3）の説明を終わります。
議長	今の説明に対して、ご意見等ありますか。
A委員	このスケジュールで進めざるを得ないと思いますが、土地所有者・農家が関心を持っているのは農振法に基づく指定の変更を期待しています。法律で農地はどのように守っていかなければならないとうたうとか、納得させないと、特にパブリックコメントで意見の出ている地区は、潜在的にも指定の解除を期待する意見は山ほどあると思います。土地所有者に農地を守っていくことの必要性を説き、納得できるような文言や方向性、資料を詰めていかないといけないと思います。行政として市民にしっかり説明していく必要があると思います。農地法や色々な法律が絡みますが、市民や農家に理解いただき、農地を守るご協力をいただけるように、今後、方策をお願いしたいと思います。
議長	今のご意見が一番大事だと思います。市として何かありますか。
事務局	計画を策定したからには、農地保全についての理解が常々得られるように市として努力していかなければならないと思いますので、今、具体的にお示しできることはありませんが、これから検討していきたいと思います。
議長	そのあたりの意識付けは重要だと思いますので、県の方にもご協力お願いします。他にございませんか。 ないようですので、本日の議事はすべて終了させていただきます。今回を含め、この1年間ご協力いただきましてありがとうございます。事務局にお返しします。
事務局	藤井会長、議事進行お疲れ様でした。ありがとうございました。以上を持ちまして、平成30年度第4回防府市農業振興地域整備促進協議会を終了いたします。委員の皆様におかれましては、熱心なご審議をありがとうございました。